

電気設備の点検(巡視)内容

点 検 対 象 機 器			点 検 項 目
受 電 設 備	電線 ケーブル 支持物 碍子等	支持物等	損傷、脱落、傾斜、汚損、腐朽
		ケーブル及び端末部	損傷、変形、汚損、腐食、コンパウンド漏れ、他の工作物との離隔
		接続箇所	変色
		接地線	損傷、外れ、断線
	断路器	本体	損傷、変形、汚損
		接続所	変色
		接地線	損傷、外れ、断線
	遮断器、開閉器 負荷開閉器 PCS等	本体	損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、発錆、腐食、表示、(指示、点灯)
		接続箇所	変色
		接地線	損傷、外れ、断線
	電力ヒューズ	本体	損傷、亀裂、熔断表示の確認
	計器用変成器 変流器 零相変流器	本体	損傷、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、変形、腐食、漏油、振動
		接続箇所	変色
		接地線	損傷、外れ、断線
母線	母線	たるみ、被覆損傷	
	支持碍子等	損傷、脱落、汚損、	
配 電 設 備	配電盤 制御回路 電圧計 電流計 パイロットランプ 漏電継電器 開閉器 ヒューズ 地絡継電器 過電流継電器等		
		指示計器	指示状態、損傷、汚損
		表示灯	不点、損傷、汚損
		開閉器等	損傷、過熱、変色、外れ、汚損、腐食、接続方法等
		接地線	損傷、外れ、断線
		保護継電器	損傷、汚損、整定値及び動作表示の確認
		配電盤等	点検用スペース
備	接地装置	端子	損傷、腐食
		接地線	損傷、外れ、断線
	配電線路 電線、ケーブル等 支持物等	支持物等	損傷、脱落、汚損、腐朽、傾斜
		ケーブル及び端末部	損傷、変形、汚損、他の工作物との離隔、コンパウンドの漏れ
	遮断器、開閉器	接地線	損傷、外れ、断線
		本体	損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、発錆、腐食、表示、(指示、点灯)
		接続箇所	変色
	計器用変成器 変流器 零相変流器	接地線	損傷、外れ、断線
		本体	損傷、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損
		接続箇所	変色
	変圧器	接地線	損傷、外れ、断線
		本体	損傷、変形、亀裂、過熱、異音、異臭、汚損、発錆、腐食、漏油、
		接続箇所	変色

点 検 対 象 機 器			点 検 項 目
蓄電池設備	蓄電池	本体	損傷、汚損、亀裂、腐食、漏液、端子の外れ、極板・セパレータの湾曲
			液量確認
			電圧、比重、液温の測定(適宜)
	充電装置	充電装置	汚損、腐食、開閉器の損傷、動作状況
		付属装置	損傷、汚損、腐食
接地線		損傷、外れ、断線	
電気使用場所の設備	電動機	本体	汚損、異音、変色、異臭、汚損、振動
		接地線	損傷、外れ、断線
	照明設備	本体	損傷、変形、変色、異音、異臭、汚損、脱落、防湿、防水、不点
		接地線	損傷、外れ、断線
	分電盤、配線及び配線器具	開閉器及び器具	損傷、過熱、変形、異音、異臭、汚損、腐食、脱落
		配線	電線の被覆損傷、接続方法
		漏電遮断器等	テストボタンによる動作確認(適宜)
		分電盤、操作盤	操作・点検用スペース
	その他の機器	本体	損傷、過熱、変形、異音、異臭、汚損、腐食
		接地線	損傷、外れ、断線
接地装置	端子	損傷、腐食	
	接地線	損傷、外れ、断線	

注) 1. 日常点検は電気設備を運転している状態で、その設備を外観点検するものである。

具体的には、機器及び盤外部より点検(巡視)基準に準じて、変形、異音、異臭、振動、汚損、漏油等の点検及びメータ類の読取を行なう。

2. 点検方法は、主として目視により行い、必要により聴覚、臭覚、触手、測定等により行なう。

3. 設備に異常が発生又は発生する恐れのある場合、応急処置を行なうと共に市担当者に報告する。

その後、関係者立会の下、絶縁抵抗測定等を行い、異常原因を探求する。

4. 水中部に設置される原動機については、月に一度、絶縁抵抗測定を実施すること。

5. 電気主任技術者が行う月次及び年次点検、精密検査に立会う。